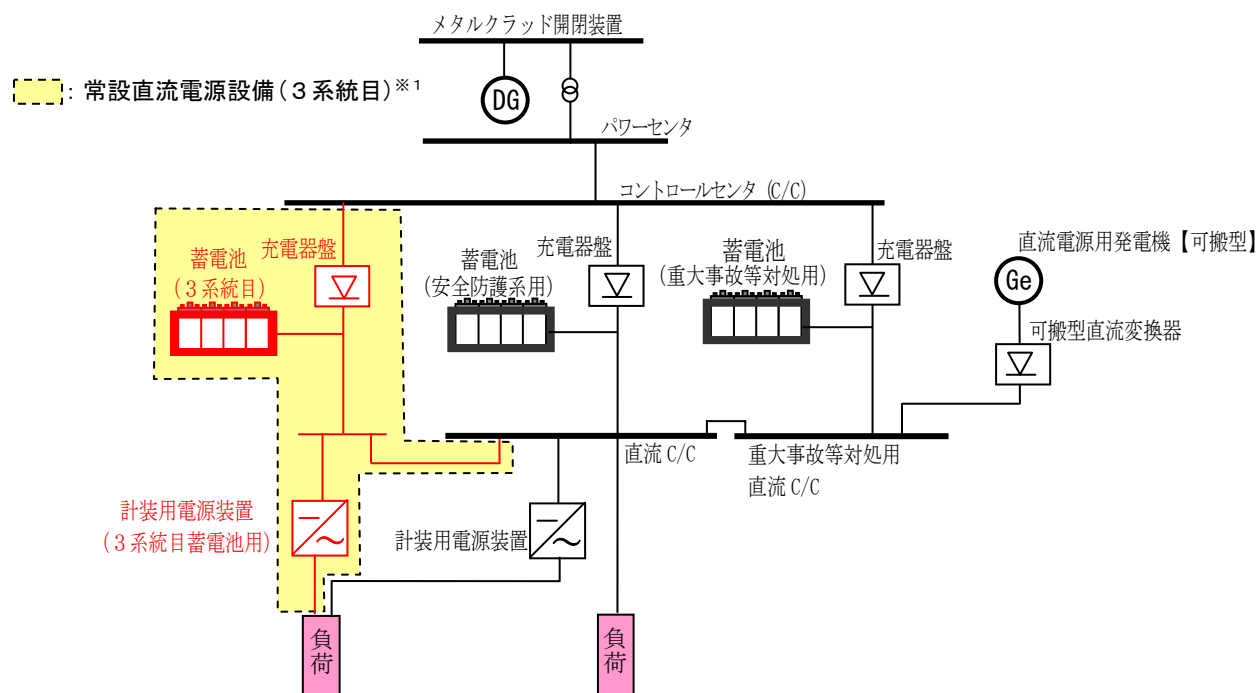


## 川内原子力発電所 1, 2号機の常設直流電源設備 (3系統目) の概要



常設直流電源設備の概要図

- ※1 全交流動力電源が喪失した際に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給する設備。  
新規制基準において、現在設置済である2系統の直流電源設備に加え、もう1系統の特に高い信頼性を有する電源設備の設置が要求されているため、各号機に常設直流電源設備 (3系統目) を設置するもの。

(参考)

常設直流電源設備 (3系統目) の設置期限<sup>※2</sup>

川内1号機：平成32年3月17日

川内2号機：平成32年5月21日

- ※2 常設直流電源設備 (3系統目) は、本体施設等の工事計画認可 (川内1号機：平成27年3月18日、川内2号機：平成27年5月22日) から5年の設置猶予期間が設定されている。